

和歌山県新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金Q&A

1・2.接種回数の底上げ、3.接種施設数の増加

Q1	週の考え方を教えてください。	掲載日
A1	週の考え方は、日曜日から土曜日までです。	9月2日
Q2	週100回又は150回を4週間以上というのは、連続していなければならないのでしょうか。	掲載日
A2	連続している必要はありません。	9月2日
Q3	週100回又は150回を4週間以上を達成した場合、達成できなかった週の接種実績についても加算対象となるのでしょうか。	掲載日
A3	加算対象とはなりません。	9月2日
Q4	問診の結果、接種を行わなかった場合の扱いはどうなりますか。	掲載日
A4	実際に接種を行っていないため、接種実績に算入することはできません。	9月2日
Q5	接種実績に算入できる被接種者の区分（高齢者等）について制限があるか。	掲載日
A5	算定期間内に行われる個別接種が算入対象となり、被接種者の区分による制限はありません。ただし、職域接種の実績については、原則、算入不可となります（Q5参照）。	9月2日
Q6	職域接種をした場合も、対象となりますか。	掲載日
A6	職域接種については、原則、接種実績として算入することはできません。 ただし、次の場合は、医療機関の個別接種の実績に上乗せして本支援を受けることが可能です。 ①中小企業等が実施する職域接種における接種対象者が、中小企業等が接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合 ②大学等が実施する職域接種における接種対象者が、大学の附属病院に出向いて職域接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合	9月2日
Q7	1週間の接種実績が150回以上の週が4週、100回以上の週が4週あった場合、150回以上の週は1回当たり3,000円、100回以上の週は1回当たり2,000円として、支給していただけるのでしょうか。	掲載日
A7	お見込みのとおりです。なお、同一の週を週100回以上及び週150回以上として重複してカウントすることはできません。 例) 150回以上の週が4週、100回以上の週が3週であった場合 ○：150回以上の週は1回当たり3,000円、それ以外の週で1日50回以上の接種を行った日は定額100,000円、又は100回以上の週7週として（150回以上の週4週を100回以上として取り扱う）1回当たり2,000円 ×：150回以上の週は1回当たり3,000円、100回以上の週は1回当たり2,000円（←100回以上の週は3週であるため不可）	9月2日
Q8	診療所や病院の責によらない理由により、規定の回数に届かなかった場合（例えば、ワクチン配送の遅れ、当日キャンセルなど）は、対象とならないのでしょうか。	掲載日
A8	本事業は、接種実績により判断しますので、規定の回数に届かなかった場合は、対象となりません。	9月2日
Q9	介護老人保健施設、特別養護老人ホーム（診療所の開設届済）及び介護施設の敷地内にある診療所（施設利用者の健康管理を目的として開設届済）が行った接種については、個別接種促進のための支援策の対象となりますか。	掲載日
A9	介護施設の入所者・通所者・従事者に対する接種実績を含め、個別接種促進のための支援策の対象となります（令和4年2月10日付け全国自治体向け速報Q&Aにおいて厚生労働省の見解が変更されたことに伴う回答の修正となります。）。	2月10日

4.接種体制の強化

Q1	病院が特別な接種体制を確保した 場合とは、具体的にどのような体制を組んだ場合、対象となりますか。	掲載日
A1	例えば、次のような体制を確保した場合、本事業の対象となります。 ①担当部署に他部署から応援を呼んだ場合 ②新たに人員を雇用した場合 専らコロナワクチン接種業務に従事する場合 ③コロナワクチン外来等専門部門を新たに開設した場合 ④診療時間を通常時より延長した場合（職員の増員は考慮しない） コロナワクチン接種のために、平時と異なって専従の体制をとっている場合が対象となります。 例) 通常、医師 1 名、看護師 2 名で接種していたところ、50回/日以上を達成するため、医師 2 名、看護師 4 名の特別な体制を確保した場合 ⇒ 医師 2 名、看護師 4 名ともにコロナワクチン接種のために専従して接種を行う特別な体制を取っている場合は、6名全員が対象となります。	9月2日
Q2	医師、看護師等とありますが、「等」には 事務職員も含まれますか。	掲載日
A2	接種業務に専従していれば、事務職員も含まれます。	9月2日
Q3	特別な接種体制の確保に当たっては、準備や後始末の時間は含めてもよいのでしょうか。	掲載日
A3	ワクチン接種に従事、専念している時間内で、準備や後始末を行った者の実働時間については対象となります。	9月2日
Q4	職域接種をした場合も、対象となりますか。	掲載日
A4	職域接種については、原則、接種実績として算入することはできません。 ただし、次の場合は、医療機関の個別接種の実績に上乘せして本支援を受けることが可能です。 ①中小企業等が実施する職域接種における接種対象者が、中小企業等が接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合 ②大学等が実施する職域接種における接種対象者が、大学の附属病院に出向いて職域接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合	9月2日
Q5	実績報告書（様式 2）の「（特別体制）医師の延べ時間」について、医師の時間が 2.5時間だった場合、入力する数値は切り上げて「3」、切り捨てて「2」、あるいは「2.5」のいずれでしょうか。	掲載日
A5	「（特別体制）医師の延べ時間」については、日曜から土曜を足しあげた週計の段階で 1 時間未満（分）切り捨てです。	9月2日
Q6	50回以上の接種を行った週に属する日で、50回未満の接種を行った日に接種に当たった医師等の勤務時間については、支援の対象となりますか。	掲載日
A6	50回以上 / 日の接種を週 1 日以上達成する週が、7 月末までに 4 週間以上ある場合の条件を達成した週に属する 50回以上 / 日の接種を行った日の勤務時間のみが対象となります。	9月2日
Q7	1 時間当たりの考え方は、休憩時間を除いた労働時間でしょうか。それとも休憩時間も含めた拘束時間でしょうか。	掲載日
A7	休憩時間は含めません。	9月2日
Q8	特別な接種体制の確保に当たっては、予約受付をした時間も含めて良いのでしょうか。	掲載日
A8	予約受付に従事した時間については対象となりません。	2月9日

5.その他

Q1	交付請求書に押印は必要ですか。	掲載日
A1	不要です。	9月2日
Q2	実績報告書及び病院が確保した特別な接種体制証明書に押印は必要ですか。	掲載日
A2	請求内容が事実と相違ないことを証明いただくため、当県では押印を必要としております。大変お手数をおかけしますが、法人の場合は法人代表者印、法人でない場合は医療機関の長の印を押印の上、提出をお願いいたします。	9月2日